

**【新設】(合理的と認められる割引率)**

**66の4(7)－2** 措置法令第39条の12第8項第6号に掲げる方法の適用に当たり、同号に規定する合理的と認められる割引率については、貨幣の時間価値に加え、同号に規定する利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額（以下66の4(7)－2において「予測利益の金額」という。）の計算における国外関連取引に係る事業のリスク（予測利益の金額の変動リスクを含む。）の反映の程度に応じ、当該事業のリスクが合理的に反映されていると認められる割引率を用いることに留意する。

なお、当該事業のリスクについては、予測利益の金額の計算及び割引率に二重に反映してはならないことに留意する。

**【解説】**

1 令和元年度税制改正において、BEPSプロジェクトの最終報告書(行動8－10)「移転価格税制と価値創造の一致 (Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation)」の勧告内容が取り込まれた OECD 移転価格ガイドラインの内容に沿ったディスカウント・キャッシュ・フロー法が、移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の一つとして追加された(措令39の12⑥六)。

2 このディスカウント・キャッシュ・フロー法は、国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。)が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の予測利益の金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法とされている。

3 ここで、この「合理的と認められる割引率」について、どのような割引率を用いれば合理的と認められるのか疑義が生ずる。

この点、ディスカウント・キャッシュ・フロー法は、将来の予測利益の金額の現在価値を求めるものであることから、将来国外関連取引に係る事業を継続する上でのリスク(不確実性)を現在価値への割引計算に反映させる必要があるところ(OECD 移転価格ガイドラインパラ 6.172)、当該事業のリスクの程度に応じて合理的に計算された割引率を用いることが求められる。本通達では、当該事業のリスクは、予測利益の金額の計算にも反映され得るため、予測利益の金額の計算において反映されている当該事業のリスクの程度に応じて、合理的に計算された割引率を用いる必要があることを留意的に明らかにしている。

なお、当該事業のリスクには、予測利益の金額の変動リスクを含め、法人又は国外関連者が国外関連取引に係る事業を継続する上での広範なリスクが含まれる。したがって、例えば、カントリーリスクや為替変動リスクについても、事業を継続する上で考慮するリスクであることから、当該事業リスクに含まれることとなる。

4 また、本通達のなお書については、当該事業のリスクについて、予測利益の金額と割引率のいずれにも反映される場合があるところ、当該事業のリスクを双

方に反映させると、ディスカウント・キャッシュ・フロー法の計算において、二重に当該事業のリスクを反映することとなってしまうため、当該事業のリスクについて予測利益の金額の計算及び割引率に二重に反映しないことを確認的に明らかにしているものである（OECD 移転価格ガイドラインパラ 6.173）。

5 ところで、本通達は、国外関連取引が棚卸資産取引に該当する場合における「合理的と認められる割引率」の意義を明らかにしたものであるが、例えば、無形資産取引など、国外関連取引が棚卸資産取引以外の取引に該当する場合における「ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法」又は「ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法」の適用においても、同様の取扱いとなる。

6 外国法人等の内部取引に係る課税の特例及び連結納税制度においても、同様の通達（措通 66 の 4 の 3 (6)－2、連措通 68 の 88(7)－2）を定めている。

（参考）ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用に当たって、割引率の合理性を検証する際の留意事項については、平成 13 年 6 月 1 日付査調 7－1 ほか 3 課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）において定めている。

（ディスカウント・キャッシュ・フロー法の取扱い）

4－13 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用に当たり、独立企業間価格を算定するための前提となる事項については、検証可能で合理的なものである必要があるから、これについて検証を行う場合には、例えば、次の点に留意する。

(1)・(2) 省略

(3) 同号に規定する合理的と認められる割引率については、国外関連取引に係る事実、予測利益の金額の計算内容、国外関連取引に係る事業のリスク（予測利益の金額の変動リスクを含む。）等個々の状況に応じて、用いる割引率が合理的と認められるものかどうかを検討する。この場合において、例えば、国外関連取引が無形資産の譲渡取引の場合で、譲受人が製造業を行っているときには、当該無形資産を使用して製造した製品が属する事業のリスク（当該無形資産に係る予測利益の金額の変動リスクを含む。）に応じた期待収益率や加重平均資本コスト等個々の状況に応じて合理的と認められる割引率を用いているかどうかを検討する。

（注）加重平均資本コストとは、株主資本コストと有利子負債コストを加重平均することにより求められる資本コストをいう。また、株主資本コストとは、株主が法人に求める期待利回りをいい、有利子負債コストとは、法人の借入れ等による資金調達コストをいう。

(4)・(5) 省略